

役員及び評議員並びに選考委員の報酬並びに費用に関する規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、公益財団法人 Konno & レスター財団（以下、「本財団」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員、評議員及び選考委員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とし、本財団の職員と勤務時間を同じく職務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条により置かれる者をいう。
- (5) 選考委員とは、定款第4条第1項に掲げる事業の審査、選考等に関する事項を審議する者をいう。
- (6) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称いかんにかかわらず、また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

本財団は役員等及び選考委員の職務執行の対価としての報酬及び職務の執行に伴い発生する費用を支給する。ただし、役員等及び選考委員各人が申し出ることにより、報酬・費用を辞退することを妨げるものではない。

2. 常勤役員の報酬は無報酬とする。
3. 常勤役員には、第7条第2項に規定する通勤手当を支給する。
4. 非常勤役員及び評議員には、本財団の理事会及び評議員会に出席したとき又は本財団が開催する会議等に出席したときに報酬及び費用を支給する。
5. 選考委員には、審査に関する報酬の他、本財団の選考委員会に出席したときに報酬及び費用を支給する。
6. 役員等には、賞与及び退職金は支給しない。

第4条（報酬の額の決定）

本財団の非常勤役員、評議員及び選考委員の報酬は、次のとおりとする。

2. 非常勤役員である理事の報酬の額は評議員会が決定し、前条第4項により出席した場合に一人

- 1 日につき 20,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。
3. 非常勤役員である監事の報酬の額は評議員会が決定し、前条第 4 項により出席した場合に一人 1 日につき 20,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。
4. 評議員の報酬の額は評議員会が決定し、前条第 4 項により出席した場合に一人 1 日につき 20,000 円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。
5. 選考委員の報酬の額は別に定める選考委員会規程に基づき、理事会が決定し、一人につき各年度の総額が 100 万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）を超えない範囲とする。

第 5 条（報酬等の支払方法）

非常勤役員、評議員及び選考委員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等及び選考委員に支払うものとする。

2. 非常勤役員、評議員及び選考委員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。なお、振込手数料は本財団が負担する。

第 6 条（報酬の支給日）

非常勤役員、評議員及び選考委員の報酬は、当該月分の報酬額をまとめて翌月 25 日に支給する。当該日が休日に当たるときはその前日に、その前日が土曜日のときはその前々日に支給するものとする。

第 7 条（費用）

本財団は、役員等及び選考委員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、発行する定期券の 3 ヶ月を支給単位期間とし、その支給単位期間に対応する通用期間の定期券の勤務地までの経済路線価額を一括支給する。
3. 通勤手当を支給される常勤役員で、離職等の事由により、通勤のため運賃等の負担を要しなくなった者については、その事由が生じた後の期間につき、各交通機関が定める額を返納させるものとする。
4. 役員、評議員及び選考委員が本財団の理事会及び評議員会並びに選考委員会、本財団が開催する会議等に参加したときの交通費は原則実費相当額とし、マイカーを活用する場合には 1 キロあたり 20 円（高速代別途）を支給する。

第 8 条（端数の処理）

この規程により計算した金額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 9 条（改廃）

この規程の改正は、評議員会において評議員の決議をもって行うものとする。

附則

本規程は、2022年1月24日に遡って施行する。

| | |
|----|------------|
| 制定 | 2022年2月11日 |
| 改訂 | 2022年6月6日 |
| 改訂 | 2022年6月28日 |
| 改訂 | 2022年12月1日 |